

令和元年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊

開催日及び場所	令和元年12月6日(金) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 柴田 祐二 (公認会計士) 多川 一成 (弁護士)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
審議対象件数	5,325件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	【発注実績について】 特になし 【抽出事案について】 1 〔#6等トイレ改修工事〕 (一般競争) (1者応札) ・トイレ改修工事であれば、一般的に行われる工事内容かと思われるが、1者応札及び高落札率となった要因について説明されたい。	・本工事の入札を実施するにあたり、2者が参加の意思を表明していたが、1者が人員確保困難を理由に入札に参加しなかったため、1者応札となった。 また、トイレ工事を専門に取り扱う業者が近隣にいないこと、複合工事（建築、電気、設備等）に伴う人員確保が困難なことの理由が重なり、人件費が高騰したため高落札率になったと考えられる。なお、本件は、当初2四半期で公告を実施する予定であったが、女性隊員用設備の増設が必要となったことにより設計を変更したため、公告時期が3四

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・女性隊員用設備の増設というのは、突然変更になったのか。</p> <p>・高落札になった要因として、トイレ工事を専門に取り扱う業者が基地近郊に存在しないということだが、調べてみると結構、存在する。防衛省の入札参加資格申請を行っている業者が少ないという理解でよいか。</p> <p>・1者応札で不調不落となると事業の遂行に支障をきたすことから、不調対策をしっかりと取り組まれたい。</p> <p>2〔給汽設備性能点検及び保守〕 (一般競争) (1者応札)</p> <p>・1者応札及び低落札率となった要因について説明されたい。</p>	<p>半期、工期が年度末となった。業者の繁忙期と重なったことも、1者応札及び低落札率の要因として考えられる。</p> <p>・新田原基地の格納庫等に付帯する事務室等の施設には、女性用トイレがないものがある。平成29年度以降、新規入隊者の女性枠の撤廃や空自初の女性戦闘機パイロットが新田原に基地に所属するなど、女性が増えてきたため、平成29年度以降の計画において女性用の設備が増設となった。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・新田原基地の周辺1市3町の商工会を通じ、防衛省の入札参加資格申請を行っていない業者に対して資格申請及び入札参加要領の説明会を開催し、競争性の拡大に努めている。</p> <p>・本役務の入札を実施するにあたり、2者参加予定であったが、入札前の段階において、参加予定のうち1者が、業務都合の理由により入札参加を辞退した。その結果、応札者が1者のみとなった。</p> <p>また、本役務の予定価格を積算するにあたり、点検費及び諸経費については建築保全業務積算基準に基づき積算を実施し、清掃費、交換部品費及び燃焼調整費については適用できる資料がなかったため、業者見積を採用した。入札後入札金額の内訳について確認したところ、諸経費は9.5%で裁定しているとの回答を得た。予定価格と入札金額の内訳を比較すると、諸経費の差額が最</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 予定価格の諸経費の割合が30%を越えており、業者の割合と差があるが、その内訳はどのようになっているのか。</p> <p>・ 予定価格積算時に業者見積りを徴取しているとのことであるが諸経費は含まれていないのか。</p> <p>・ 平成30年度版建築保全業務積算基準で諸経費の率を確認したが、今回の予定価格の積算と異なる。これはなぜか。</p> <p>・ 予定価格積算の際、業者見積は参加予定であった2者から徴取したのか。また、2者からであれば金額の差異はあったのか。</p> <p>3 [保命訓練用ボート] (一般競争) (1者応札)</p> <p>・ 契約物品の概要並びに1者応札及び高落札率となった要因について説明されたい。</p>	<p>も大きくなっており、低落札率の要因は諸経費にあると考えるが、諸経費については、建築保全業務積算基準に基づいており、積算に問題はないと考える。</p> <p>・ 建築保全業務積算基準平成25年版に記載されている直接物品費8%、業務管理費18%、一般管理費20%を採用し、計上している。</p> <p>・ 交換部品の単価の部分等を徴取しており、諸経費の部分は徴取していない。</p> <p>・ 平成30年度版は、平成25年度版に比べ諸経費が大きく変更されている。本件の予定価格は6月に作成されており、平成30年度版の出版(9月)に間に合っていないため、積算時に最新であった平成25年度版を使用し算出されているためである。</p> <p>・ 2者から徴取した。役務費については2~3万円程度の差異であり、部品代についても大きな差異は見受けられない。</p> <p>・ 本件は、航空自衛隊芦屋基地所在の第13飛行教育団が実施する搭乗員海上保命集合訓練において使用するボートの取得を行うものである。 公告期間を11月16日から30日まで約2週間設けるとともに、落札業者を含め5者に対し、当該ボートの取扱について確認したところ、落札業者以外は取扱がなく、他業者からの入札参加申し込みもなかったため、結果1者応札となった。 また、予定価格は、業者見積りを採用しているが、見積りを徴取できた業者が落札業者1者のみであり、ほぼ同額で入札したため、高落札率</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ボートの機種は決まっているのか。</p> <p>・取扱がなく入札に不参加であった業者は、仕様書のどういった点を満たせなかったのか。</p> <p>・船体の規格として、全長、全幅、及び定員等について、なぜその規格でなければならないのか。</p> <p>・入札状況等は理解したが、不調となると訓練に支障をきたすため、今後、同案件の調達をする場合は、市販品も含め、仕様について検討された方が良い。</p> <p>4 [避雷設備補修工事] (随意契約)</p> <p>・不落随契となった経緯を説明されたい。</p>	<p>となったものである。</p> <p>・決まっていない。仕様書に記載されている規格に合ったものであればどの機種でも対応は可能である。</p> <p>・仕様書に記載されている船体の寸法及び構造や整備（修理、交換）が可能であるという項目を満たすボートの取扱がなかったため、入札の参加はできなかったと回答を得ている。</p> <p>・全長及び全幅については、船の保管庫に合わせて採寸されており、定員については、本訓練において操船要因2名、メディック（救難員）1名、衛生員1名、要救助者2名、計6名以上が想定されているため当該仕様となっている。</p> <p>・了解した。</p> <p>・本件は、航空自衛隊築城基地内にある避雷針設備4本が折損もしくはそのおそれがあるために補修を行うものであり、2度要求書が提出されている。審議対象案件は2度目の要求書による契約である。</p> <p>1度目の要求では、2回入札を実施したが、土木工事部分が小規模なため、公共工事の積算基準を基とした官側の積算と実状が乖離して不調となった。</p> <p>2度目の要求では、乖離部分について業者見積りを基にすることで、予定価格を見直した。</p> <p>第1回入札では応札者なしで不調となった。再度公告入札では1者の応札があったが、予定価格に到達せず不調となった。</p> <p>不調となった応札価格の内訳を</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 予定価格の積算や不調時の対応は、会計部門のみで決定しているのか。</p> <p>・ 不落随契の際に、業者と協議した記録は残しているのか。</p> <p>・ 工期の設定はどうなっていたのか。</p> <p>・ 全面4箇所同時に仮設鉄板を敷かなくともよいことを何かで明示しているのか。</p> <p>・ 入札説明書に記載すれば誰に対しても明確だと思われるが、できないのか。</p> <p>・ 本件のように業者と協議する場合、業者への説明内容については記録を残すようにした方がよいのではないか。</p>	<p>分析した結果、仮設鉄板の運搬費が高額であることが判明した。応札業者にその旨を伝え、業者が価格を見直し、予決令99条の2を適用し不落随契を行い、契約締結となった。</p> <p>・ 基本的には、予定価格積算は会計部門の責任下ではあるが、工事及び施設等の知識は要求元が持っているため、要求時に要求元で検討した工事に必要な事項や工程を考慮し、予定価格を積算している。</p> <p>不調となった際は、会計部門において金額の乖離の原因を精査するとともに、要求元の見解を確認するために契約不能を通知し、今後の対応について調整する。</p> <p>・ 仮設鉄板の運搬費が官側の積算額と乖離していること及び実際の工事の際には建柱の補修を順次行う観点から、4箇所同時に仮設鉄板を敷かなくとも工事が可能であることを口頭で伝えたのみである。</p> <p>・ 1箇所ずつ順次履行していき、期限内に4箇所終了することが可能な工期設定であったと思慮する。</p> <p>・ 明示していない。</p> <p>・ 入札説明書への記載事項は、入札の手順等一般的な事項についてのみであり、工事の手法等は記載しない。</p> <p>・ 了解した。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	